



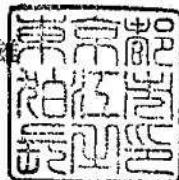
狛江市公示第 340 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者に対し、下記のとおり必要な措置をとることを命じたので、同法同条 11 項及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省、国土交通省令第 1 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 4 年 12 月 14 日

狛江市長 松原 俊雄

記



1 対象となる特定空家等

所在地 東京都狛江市西野川三丁目 860 番地 18
用途 住宅

2 命じた措置の内容

- 柱の傾斜が見られるため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- 柱脚が腐食しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- 軒の裏板が破損しているため、飛散しないように補強等の対応をしてください。
- バルコニーが腐食しているため、倒壊・飛散しないよう対応してください。
- シロアリ発生による近隣家屋への飛来により地域住民へ悪影響のおそれがあるため、対応してください。

3 命じた措置をとる期限

令和 5 年 6 月 14 日（水）

4 命じた理由

- 柱の傾斜・腐食、家屋からの落下物、剥落物及び破損している状態がそのまま放置されると倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため。
- シロアリ発生による近隣家屋への飛来により、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるため。

5 命令に関する責任者

狛江市都市建設部まちづくり推進課長